

「困ったなあ」

「答えます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

夫に浮気された娘。 やり直すための条件を出して…。

地方に嫁いだ娘のごとでご相談があります。
娘は東京の大学を卒業後、大手企業の総合職になりました。地方に転勤になった際、10歳近く年上の素封家の医者を知り合い、4年前に結婚しました。せっかくの職を辞めるのはもったいないと思いましたが、おとなしい誠実そうな人ではあったし、娘が幸せならばと認めたものです。子供も二人できました。
ところがびっくりです。なんと彼に女がいて、その間に子供まででき、認知をしていたというのです。女から自宅宛てに弁護士名で内容証明が来て、娘の知るところとなりました。相

手はスナックの経営者で、彼はそのなじみ客。金づるだと思われたのかもしれないが、男女関係はともかく、なんで子供までつくったのか。書面は、今後の養育費を月々ではなく一括して支払ってくれという内容で、2000万円位だそうです。彼は事実を認め、姑ともども申し訳ないと謝ったとか。そして、女とはきっぱり手を切るし、娘とは離婚したくないと言うそうです。

娘は悩んだ末、小さな子供も二人あることだし、夫が女と本当に手を切るならば、今回のことは水に流して、やり直したいそうです。しかし、いくつか条件があると。一つは、認知の記載を戸籍から消してほしい。二つは、夫の名前を一字もらったその子の名前を変えてほしい。三つは、割と相手の家が近いので、遠くに引っ越してほしい。そんなことができるでしょうか。

挙げられた条件はどれも難しいでしょう。

お話を聞きながら、娘さんは当然離婚するのだとばかり思っていたので、そうではないと聞いて、びっくりです。
不貞行為のみならず、子供までつくって認知して…。ばれなはずはないのに、ずっと黙っていたというのは大変な裏切り行為ですよ。娘さんの方から離婚を言い出せば、相当な慰謝料をもらって、もちろん親権も、今後の養育費も相当額をもらう約束で別れられるのですが。娘さんに生活能力がないとは思えないので、その彼は彼なりに良い所があつて、未練があるのかもしれない。夫婦のことは他人には分かりにくいので。
相手の請求である一括しての養育費支払い、その子が成人まで生きるかどうかも分からないので、あまりお勧めしません。それが彼が自分の弁護士と相談して決めるでしょう。
ご質問ですが、子の認知が父親の戸籍に載ることは知らない人が多いのですが、載せておかないと相続発生時に相続人と分らないので、載るのです。自



分たちの戸籍に他人が載るので嫌なのはよく分かりますが、彼が戸籍の筆頭者なので、彼が本籍地を変えない限りそこに残ります。本籍を変えれば転載されませんが、相続時には元の戸籍をたどっていくので、存在自体が消えるわけではありません。次に、子供の名前の変更ですが、親権者であるその母親が家庭裁判所に「正当な事由」を申し立てて、変更許可をもらわないといけません。そもそも彼も納得して一字を付けさせたのだとしたら無理ですよ。最後に、住居選定はその人の自由なので、

彼が相手を手を納得させて引っ越してもらえれば別ですが、難しいでしょう。以上、挙げられた条件はどれも難しく、であれば娘さんは離婚を選ばれるのかどうか。

娘さんご主人がどういう人なのか、これからどうしたいのか見えてこないのですが、あまり主体性のない人なのかもしれません。ただ、お酒も飲み屋も大好きということだし、お金はあるので、今後も女性問題が起きないとは限らないですよ。そこは娘さんもご相談者も覚悟された方がよいと思います。

